

## 国立市企業立地あっせん協力者登録実施要領

### (趣 旨)

第 1 条 この要領は、国立市企業立地あっせん事業実施要綱（平成 21 年 7 月国立市訓令第 61 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 1 項に定める企業立地あっせん協力者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第 2 条 この要領において、用語の意義は、要綱の例による。

### (要 件)

第 3 条 要綱第 3 条第 2 項に規定する登録の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)による宅地建物取引業者又は産業分類において大分類 J－金融業、保険業のうち中分類 62－銀行業及び中分類 63－協同組織金融業に分類されるものであること。
- (2) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。
- (3) 会社名、所在地及び連絡先等をホームページ等で公開することについて、承諾すること。

### (登録申請)

第 4 条 要綱第 3 条第 1 項に規定する必要な書類は、宅地建物取引業者にあつては宅地建物取引業の免許の写しとする。

### (登録有効期間)

第 5 条 企業立地あっせん協力者の登録有効期間は 1 年以内とし、登録の決定の日から当該年度の 3 月 31 日までとする。

### (登録申請書記載事項の変更)

第 6 条 企業立地あっせん協力者は、登録申請書の記載事項に変更を生じた場合は、企業立地あっせん協力者登録申請書記載事項変更届（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第 7 条 市長は、企業立地あっせん協力者が、第 3 条各号の要件を満たさなくなったり又は企業立地あっせん協力者として適当でないと思えられる事由が生じたときは登録を取り消すことができる。

(休止又は辞退の届出)

第 8 条 企業立地あっせん協力者は、企業立地あっせん協力者の活動を休止し、又は辞退しようとするときは、企業立地あっせん協力者（休止・辞退）届（第 2 号様式）により市長に届け出なければならない。

(委 任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 21 年 7 月 22 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。